



いのちを支える月形町自殺対策計画



平成31年3月

月形町保健福祉課



平成19年6月に国は自殺総合対策大綱を策定し、自殺対策を総合的に推進してきた結果、自殺死亡率は徐々に低下してきました。しかし国内では依然として年間2万人を超える自殺者が出ており、先進7カ国の中でもっとも高く、さらなる対策の強化が必要とされています。

月形町では平成13年から平成28年の16年間で、自殺死亡者は22名となっています。この人数は一見少ないように思われるかもしれませんが、1年に1～2名の方が自ら命を絶っているという現実があり、交通事故死よりはるかに多い人数であることを重く受け止める必要があります。

自殺の要因は、それぞれの事情による個人的な問題で予防できないと受け取られがちですが、実は様々な要因がいくつも折り重なって結果的に死に追い込まれてしまうのであり、その要因を一つでも二つでも取り払うことができれば、最悪の結果を回避できる可能性があります。「自殺の多くは社会の努力で避けることのできる死である」というのが、世界の共通認識となっています。

健康問題や経済問題、周囲からの孤立などの「生きることへの阻害要因」を減らし、人とのコミュニケーションや専門家への相談行動、周囲からの見守りや手助け等「生きることへの促進要因」を増やす取り組みをしていけば、自殺リスクが減り、たとえ何か問題が起きたとしても自殺には至ることなく、何とか生きてゆけるのではないのでしょうか。

私は、「誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまちづくり」をスローガンに取り組んでまいりました。この月形町自殺対策計画についても、保健、福祉、医療等の各計画と連携し、行政側だけでなく、町民の皆さまをはじめ町内の各団体や事業所等の様々な方と連携、協力のもと「誰もが心も身体も健やかに、安心して暮らせる月形」になるよう、対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

2019(平成31)年 3月

月形町長 上坂 隆一

第1章 いのちを支える月形町自殺対策計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と根拠……………P1
- 2 計画の位置づけと構成……………P1～2
- 3 計画期間……………P2
- 4 計画の達成目標……………P2

第2章 月形町の自殺の現状

- 1 自殺の実態……………P3～6
- 2 月形町民のこころの健康の状態……………P7～8
- 3 月形町の地域自殺の実態プロフィール……………P9

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本方針……………P10～11
- 2 数値目標……………P12
- 3 施策の体系……………P12～13

第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

- 1 基本施策
 - (1)基本施策1 地域におけるネットワーク強化……………P14
 - (2)基本施策2 自殺対策を支える人材の育成……………P15
 - (3)基本施策3 町民の啓発と周知……………P16～17
 - (4)基本施策4 生きることへの促進要因への支援……………P17～18
 - (5)基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育……………P18～19
- 2 重点施策
 - (1)無職・生活困窮者……………P20～21
 - (2)勤務・自営者……………P21
- 3 生きる支援の関連施策……………P22

第5章 自殺対策の推進体制等

- 1 関係機関や団体等の役割……………P23

資料

第1章いのちを支える月形町自殺対策計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と根拠

我が国の自殺者は、徐々に減少してきているものの年間2万人を超えており、依然大きな問題となっています。自殺に至る場合、その個人が複数のリスク要因を抱え、結果的に追い込まれて死に至るケースが多く、そのリスク要因の多くは業務過多による過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の社会的な要因であり、社会問題として真剣に取り組めば自殺に陥る人を減らせると考えられています。

つまり、自殺は「個人の問題」でなく、「社会の努力で避けることのできる死」であり、行政による自殺対策の重要性はそこにあると考えられます。

国はこの事実を踏まえ、2016(平成28)年に自殺対策基本法を改正し、国及び地方公共団体に自殺対策計画を策定することを義務付けました。これを受け、北海道では平成30年度中に全道全市町村で策定することを目指し、市町村支援を行うこととしていることから、月形町でも「いのちを支える月形町自殺対策計画」を策定し、さらなる自殺対策に取り組むことといたしました。

2 計画の位置づけと構成

本計画は自殺対策基本法第13条の規定に基づき、市町村自殺対策計画として、町の状況に応じた総合的な自殺対策の施策を策定したものです。

本計画は月形町民の健康づくりを定めた計画「健康つきがた21」と整合性を持つものとします。

◎自殺対策基本法(平成18年号外法律第85号)

第3条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という)

を定めるものとする。

3 計画期間

本計画の期間は2019(平成31)年度から2023(平成35)年度までの5年間とします。

ただし、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。

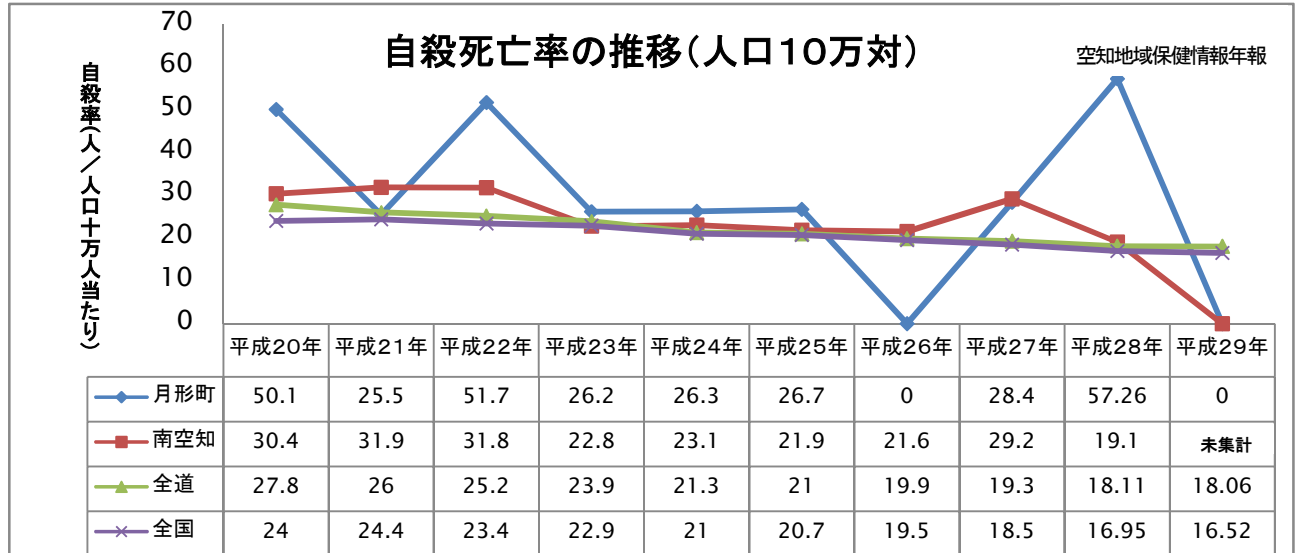
4 計画の達成目標

月形町の自殺死亡率(人口10万対)を22.3(2013(平成25)年～2017(平成29)年)から2023(平成35)年度末に15.0以下にすることを目標とします。

第2章 月形町の自殺の現状

1 自殺の実態

(1) 自殺死亡率の年次推移

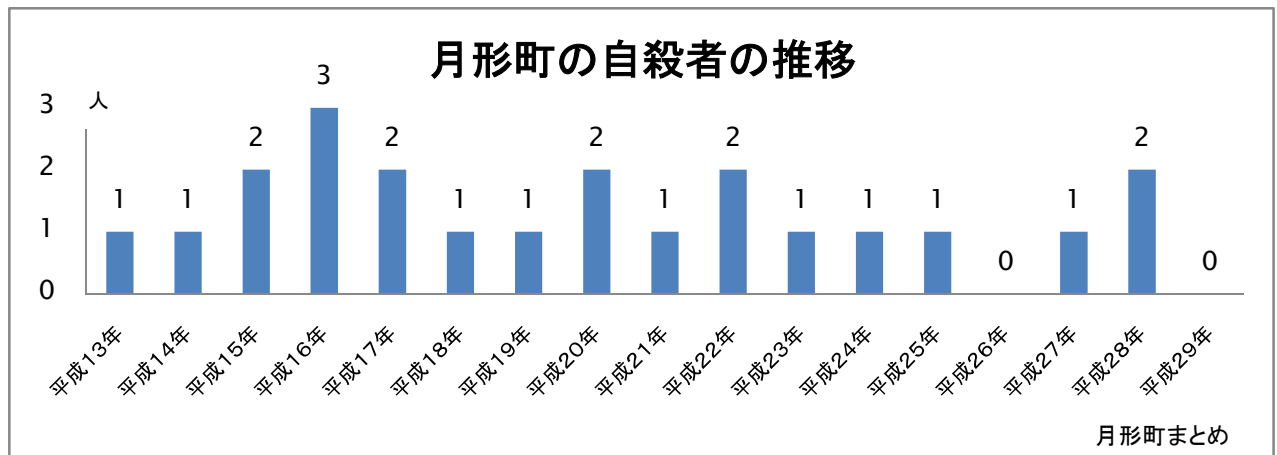


全国、全道の*自殺死亡率は平成20年以降、減少傾向がみられ、南空知管内は平成22年まで上昇し、平成27年度を除いて減少傾向にあります。

月形町では母数となる人口が少ないため、自殺死亡率で見ると、大きく増減を繰り返しているように見えますが、実際の自殺者数は毎年約1～2名で推移しています。

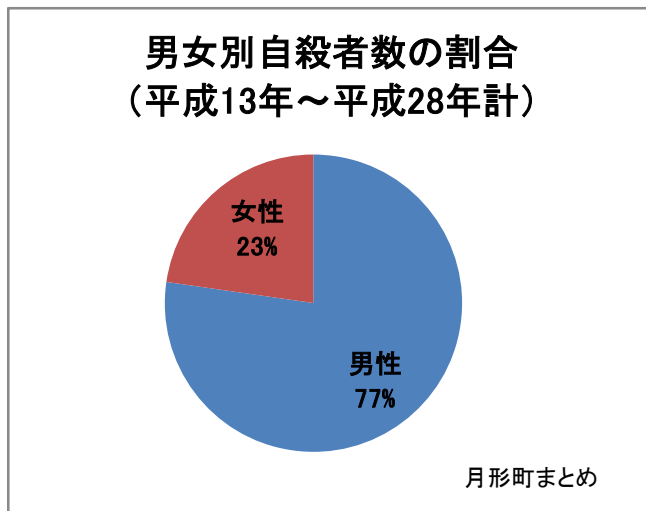
$$* \text{自殺死亡率とは} \dots \frac{\text{自殺者数}}{\text{人口(10月1日現在)}} \times 10\text{万人}$$

(2) 月形町の自殺者の推移



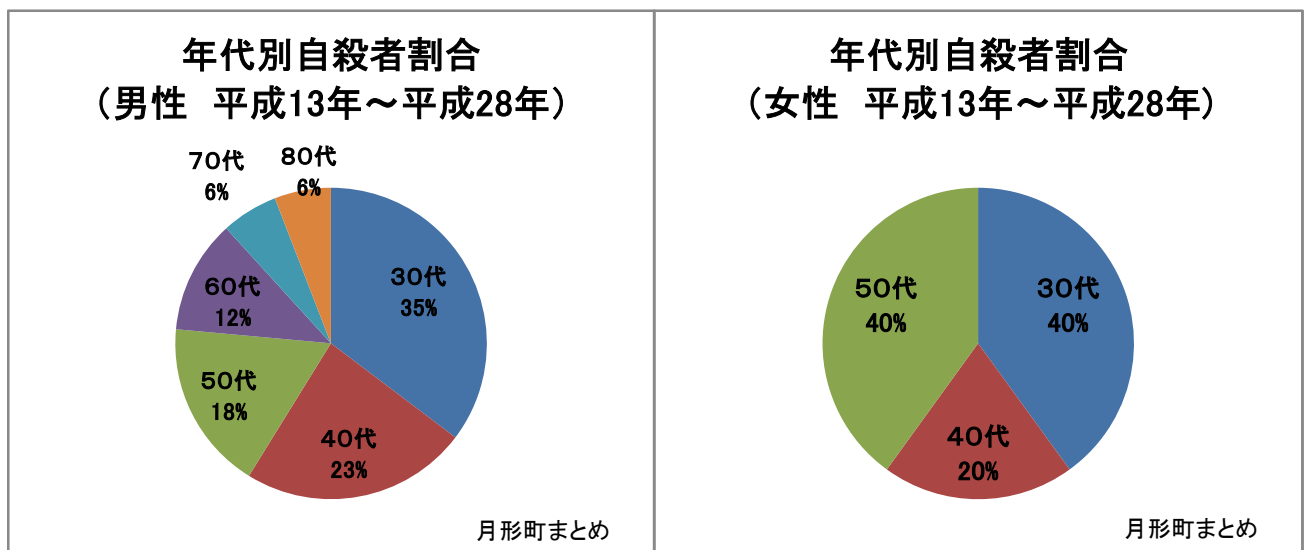
平成13年以降、平成26年、29年を除き、毎年1名以上の自殺者が出ています。

(3) 男女別自殺者数の割合



男性の自殺者が7割以上となっています。

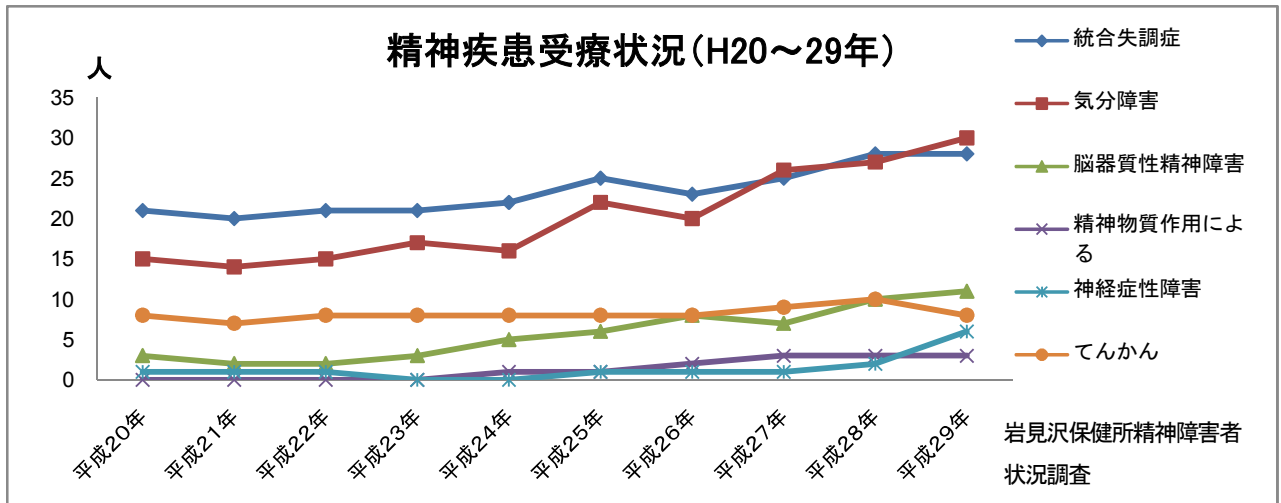
(4) 年代別自殺者の割合(男女別)



男性の自殺者は30歳代～80歳代までの幅広い年代にわたっています。30歳代～50歳代までの青壮年期層が7割以上を占めています。

女性の自殺者は30～50歳代に集中しています。

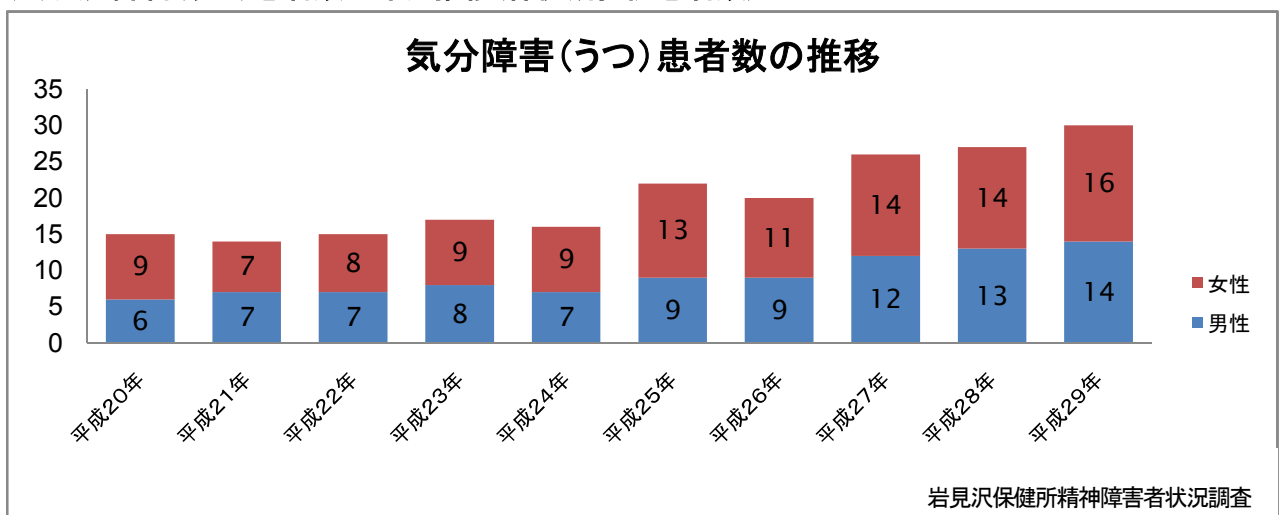
(5) 月形町の精神疾患受療状況



「統合失調症」や自殺の背景に多いうつ病などの「気分障害」は月形町では2008(平成20)年から増加し、一旦減少するものの、2014(平成26)年から再び増加傾向にあり、2017(平成29)年には受療者数が他の精神疾患を抜いて1位となりました。

アルツハイマー病などの認知症が分類される「脳器質性精神障害」は2008(平成20)年から受療者数が増加しています。

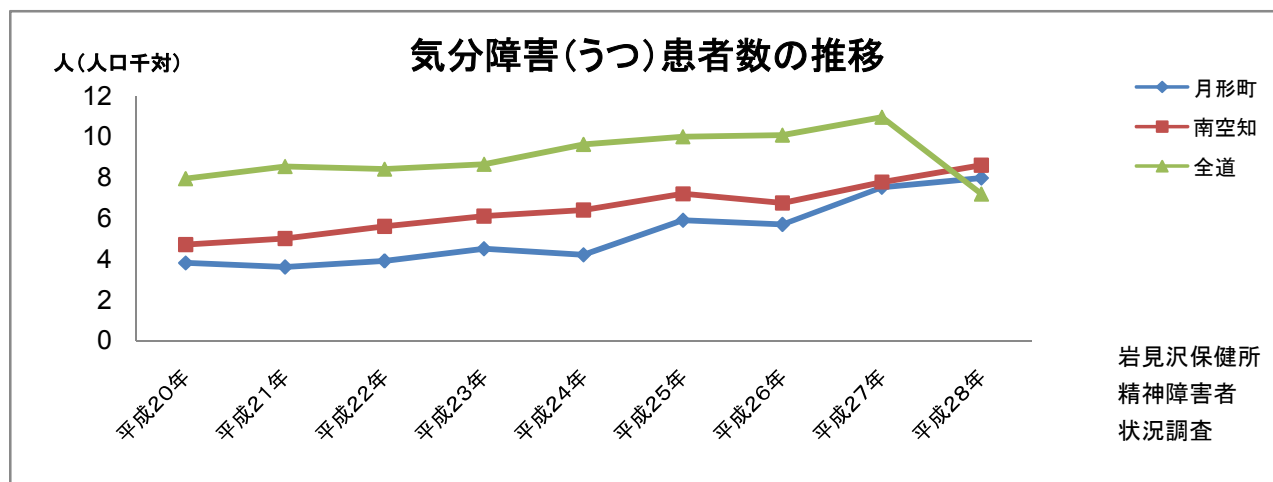
(6) 気分障害(うつ)患者数の年次推移(保健所把握患者数)



気分障害の患者数は男女ともに2008(平成20)年以降増加傾向にあり、約10年で患者数が約2倍となっています。患者の男女比はほぼ1対1であるといえます。

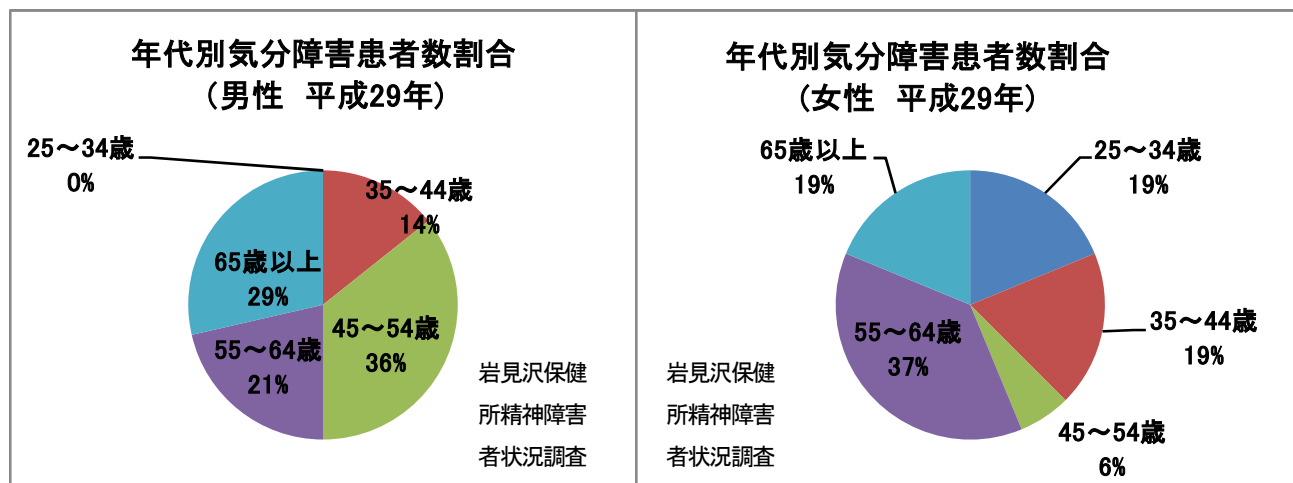
保健所把握患者数は精神科医療機関の受療者数であり、うつなどの気分障害は内科や心療内科等での相談も含め、多くの患者が潜在している可能性があります。

(7) 気分障害(うつ病)の患者数の推移(保健所把握患者数)



南空知、月形町ともに2008(平成20)年度から緩やかに患者数が増加しています。

(8) 年代別気分障害(うつ病)の年齢別患者数の割合(男女別)



男性の気分障害の患者のうち、45～64歳までの壮年期層の占める割合は約6割であり、65歳以上の高齢期も約3割、35歳～44歳の若い世代も1割以上いることから、壮年期を中心に、幅広い年代に患者がいます。女性の気分障害の患者のうち、55～64歳の壮年期後期が占める割合は約4割と多く、65歳以上の患者も約2割いますが、25～44歳の青年期から壮年期前期の患者が約4割と、青年期からの患者がいることが特徴となっています。

保健所把握患者数は自立支援医療制度を利用して、精神科等で受診をしている患者数であり、気分障害については制度を利用していない方や内科や心療内科等で不調を相談している方など多くの患者が潜在している可能性があります。

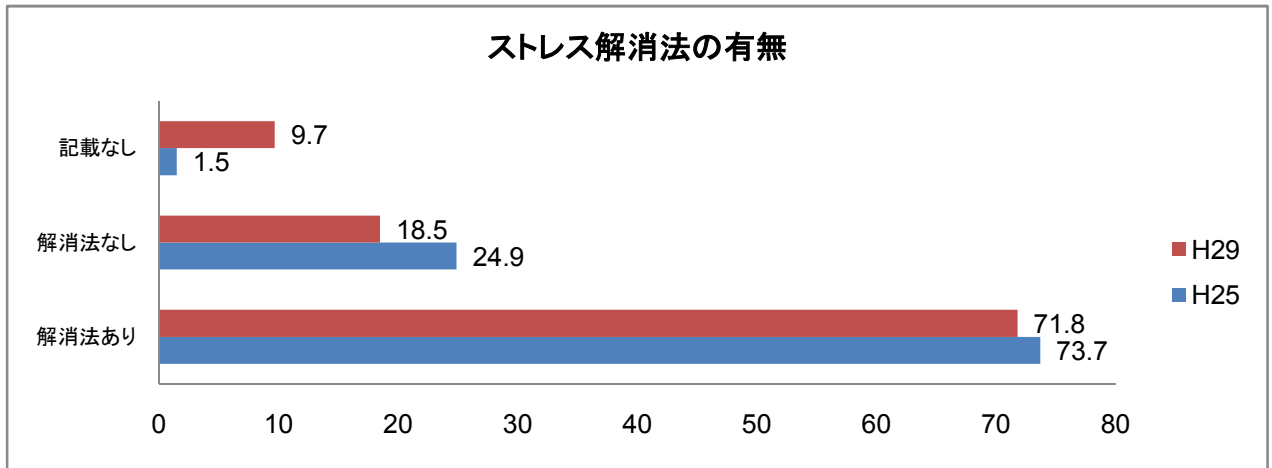
2 月形町民のこころの健康の状態(平成29年度月形町健康に関するアンケートから)

* 月形町健康に関するアンケート～2017(平成29)年11月に実施した月形町在住の20～79歳

の男女 60名を年齢毎に無作為抽出したアンケート。

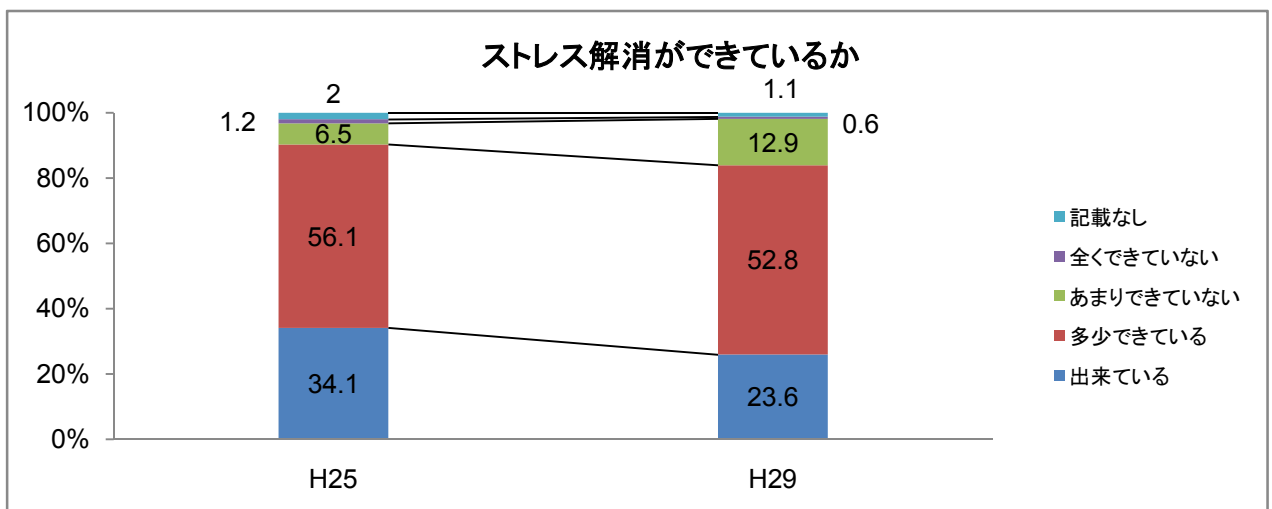
回答者248名 (41.3%)

(1)月形町民のストレス解消法の有無



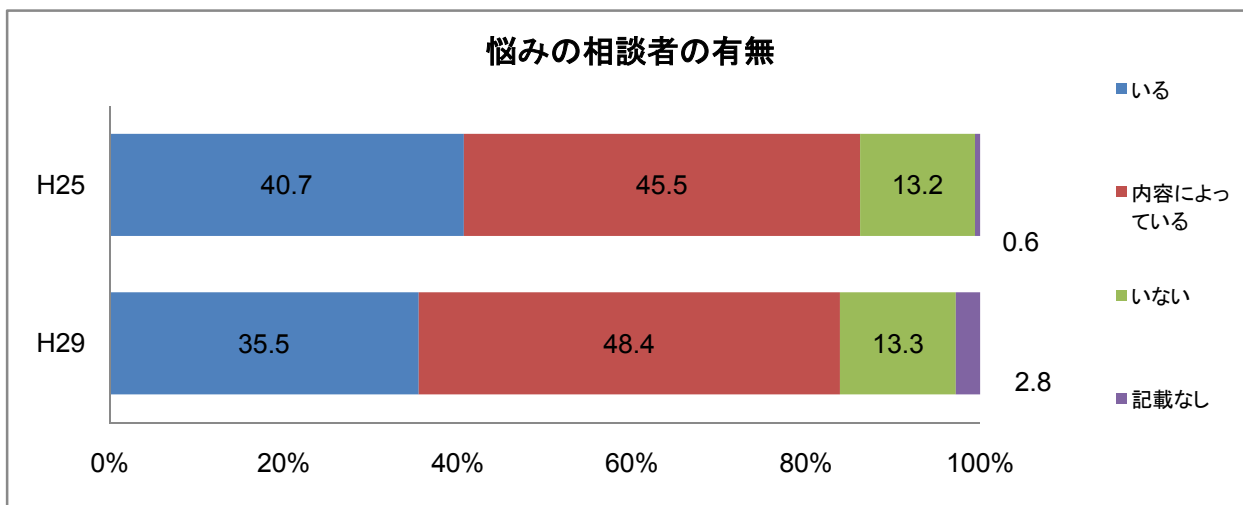
回答者の7割以上がストレスが生じたときに何らかのストレス解消法があると回答しており、2013(平成25)年に同様の調査を実施した時と状況は変わっていません。

(2)ストレス解消の有無



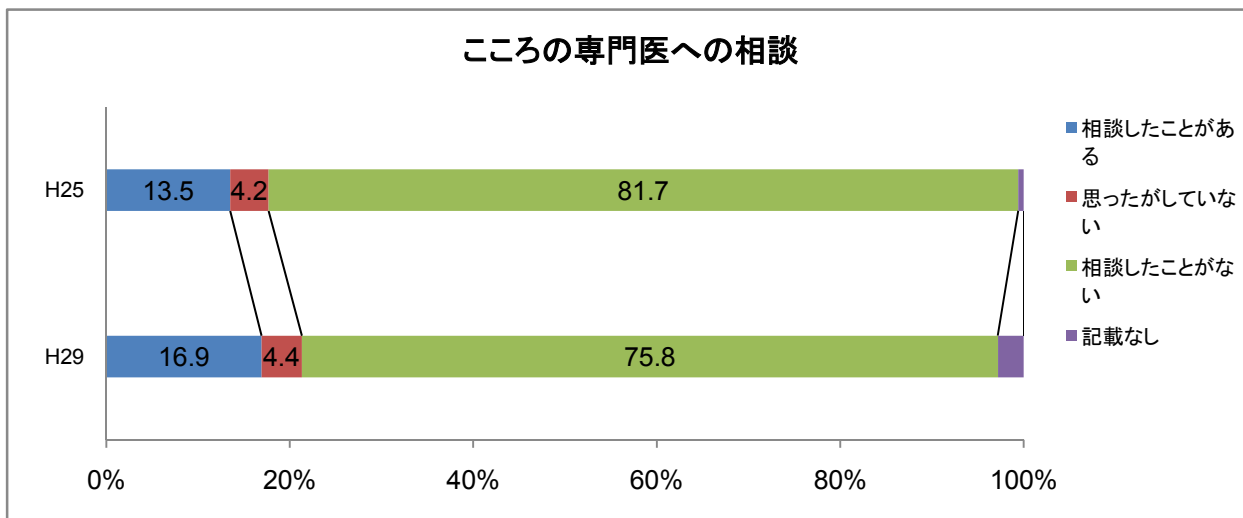
ストレス解消法があるが、実際にストレスが「あまり解消できていない」「全くできていない」と回答した方が2013(平成25)年より増加しています。

(3) 悩みの相談者の有無



悩み事への相談者が「いない」と答えた割合は13%で2013(平成25)年と変化ありません。

(4) こころの専門医への相談



こころの専門医へ「相談したことがある」と回答した方は16.9%で2013(平成25)年から増加しています。「相談しようと思ったがしていない」と答えた方が4%おり、こころの健康相談事業、精神科医療機関や民間相談窓口などの連絡先などの周知が必要といえます。

3 月形町の地域自殺の実態プロフィール

月形町の自殺者の2013(平成25)年から2017(平成29)年の5年間の累計(5名)について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、それぞれ状況が違っていました。

(1)地域の自殺の特性の評価

| | 指標 | ランク | | 指標 | ランク |
|-----------------------|------|-------------------|---------------------------|------|---------------------|
| 総数 ¹⁾ | 27.3 | ★★a ³⁾ | 男性 ¹⁾ | 43.5 | ★★a ³⁾ |
| 20歳未満 | 0.0 | —a ³⁾ | 女性 ¹⁾ | 11.0 | —a ³⁾ |
| 20～30歳代 ¹⁾ | 0.0 | —a ³⁾ | 若年者(20～39歳) ¹⁾ | 0.0 | —a ³⁾ |
| 40歳代 ¹⁾ | 99.9 | ★★★ ³⁾ | 高齢者(70歳以上) ¹⁾ | 19.0 | —a ³⁾ |
| 50歳代 ¹⁾ | 40.8 | ★★a ³⁾ | 勤務・自営者 ²⁾ | 39.1 | ★★★★a ³⁾ |
| 60歳代 ¹⁾ | 35.0 | ★★a ³⁾ | 無職者・失業者 ²⁾ | 67.6 | ★★a ³⁾ |
| 70歳代 ¹⁾ | 38.5 | ★★a ³⁾ | | | |

1) 自殺統計に基づく自殺率(10万対)、自殺者数1人の増減でランクが変わる場合、「a」をつけた。

2) 特別集計に基づく20～59歳を対象とした自殺率(10万対)、自殺者数1人の増減でランクが変わる場合、「a」をつけた。

3) 全国市町村に対する当町の割合をランクで表示。★★★は上位10%以内、★★は上位10～20%

全国市区町村の割合と比べ、月形町では「40歳代」、「男性」、「勤務・自営者」、「無職者・失業者」が高いことがわかりました。これらの対象者を重点として自殺対策を推進していくことが望ましいとされています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

2017(平成29)年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町においては、以下の5つを「自殺対策の基本方針」としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。「生きる支援」にあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、引きこもり等、関連分野においても同様に、さまざまな関係者や組織等が連携して取り組みを展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうしたさまざまな分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちないようにする「地域連携のレベル」、さらに支援制度の整備等を通じて、自殺に追い込まれることのないように社会の構築を図る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができます。さまざまな関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取り組みを強力かつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における心身の健康の保持増進や啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」という、3つの段階があり、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての月形町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協同を推進する。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や道、他市町村、関係団体、そして町民一人ひとりと連携・協同し、一体となって自殺対策を推進することが必要です。

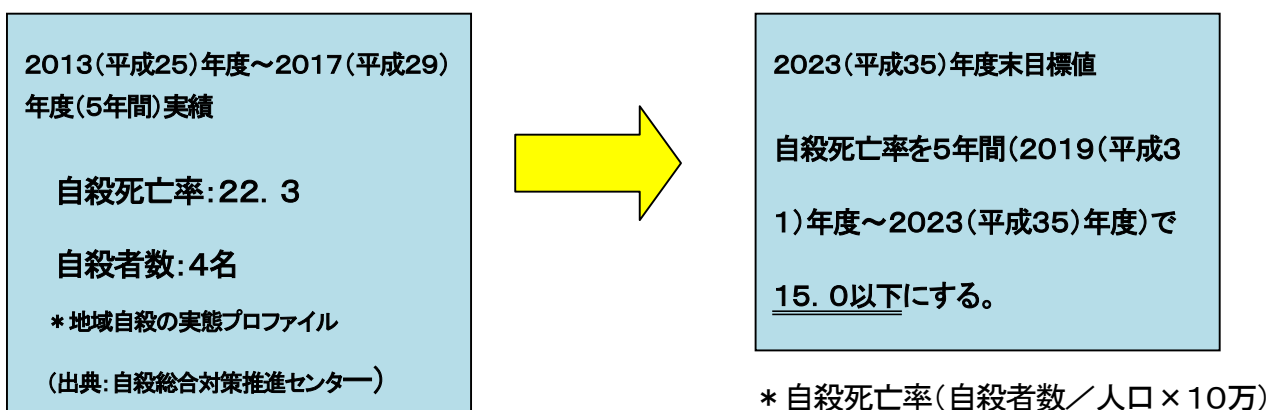
そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協同の仕組みを構築することが重要となります。

「誰も自殺に追い込まれることのない月形」の実現に向けては月形町で暮らす町民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていく必要があります。

2 数値目標

自殺総合対策大綱では自殺者は減少傾向にあるものの、非常事態はまだ続いていると指摘し、2026(平成38)年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を2015(平成27)年と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げています。

月形町地域自殺実態プロフィール(出典:自殺総合対策推進センター)によると、2013(平成25)年から2017(平成29)年度までに4名の方が亡くなっており、自殺死亡率が22.3(人口10万人当たり)となっています。計画期間が2023(平成35)年度までの5年間であるため、2023(平成35)年度末までに「自殺死亡率を15.0以下にする」ことを目標とします。



3 施策の体系

月形町における自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、月形町における自殺の現状を踏まえてまとめた「重点施策」、さらにその他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」という大きく3つの施策群で構成されています。

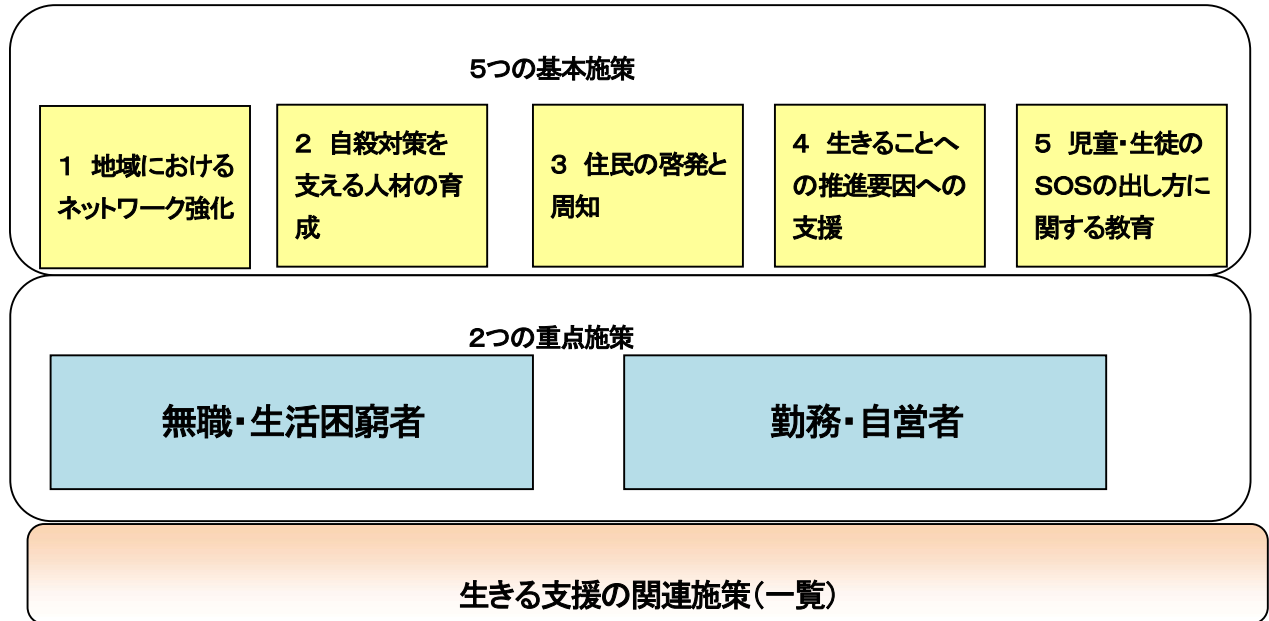
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。

「重点施策」は、月形町における自殺のハイリスク層である「無職・生活困窮者」や「勤務・自営者」など生きづらさを抱えた方の取り組みを推進します。

「生きる支援の関連施策」は自殺総合対策大綱に基づき、月形町がすでに行っている事業を少しでも自殺対策に生かすべくまとめた施策群です。

このように施策の体系を定めることで、月形町の自殺対策を「生きることの包括的支援」として推進していきます。

●施策の体系図



第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

1 基本施策

(1)基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|---|---|------------------------|
| 地域におけるネットワーク強化 | 月形町要保護児童対策連絡協議会における連携及び普及啓発 | |
| | 子どもに関わる地域の関係者が一堂に会する当協議会において自殺対策の情報共有を行い、支援の共通認識を図ります。 | 保健福祉課 |
| | 月形町民生委員児童委員協議会における連携及び普及啓発 | |
| | 子どもや生活困窮者等に関わる地域の関係者が一堂に会する当協議会において自殺対策の情報共有、要望に応じてゲートキーパー養成講座等の研修を行い、支援の共通認識を図ります。 | 保健福祉課 |
| | ふれあい見守り推進事業における連携及び普及啓発 | |
| | 高齢者に関わる関係者が会する等事業において問題や悩みを抱える町民の適切な把握と支援につなげられるよう自殺対策の情報共有を図ります。 | 社会福祉協議会 保健福祉課 |
| 特定の課題に関するネットワーク強化 | 自立支援ネットワーク会議における連携及び普及啓発 | |
| | 子ども、障がい者などに関わる地域の関係者が一堂に会する当協議会において自殺対策の情報共有を行い、支援の共通認識を図ります。 | 保健福祉課 |
| | 生活保護や生活困窮者自立支援施策との連携及び普及啓発 | |
| | 事業担当者間での自殺対策の情報共有を行い、関係者間で生きることへの困難感や課題を抱えた町民に対して支援を行うための基盤を整えます。 | 保健福祉課 そらち生活サポートセンター |
| 各行政窓口における連携及び普及啓発 | | |
| 各行政窓口において支援が必要な町民が来所した際に適切な支援につなげることができるよう自殺対策の情報共有を図ります。 | 役場全部署 | |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末までの目標値 |
|-------------------------------|-------------|---------------|
| 定例的な会議で自殺の現状や対策など情報共有する機会を設ける | 0回 | 年間1回以上 |
| 生活保護受給者の生活状況等情報共有をする場を設ける | 0回 | 年間1回以上 |

(2)基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

月形町では、身近な地域で支え手となる町民を増やし、さまざまな分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等も強化していきます。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|---------------------|--|----------------|
| 修 町民への研 | 町民向け研修の開催の検討 | |
| | 町民に身近なご近所レベルでの人材が必要とされており、町民向けの研修を検討し、地区レベルでの人材確保を図ります。 | 保健福祉課 |
| 対象とする研修 さまざまな職種を | 関係団体・役場職員向け研修の開催 | |
| | 地域住民から相談を受ける可能性のあるさまざまな分野の関係者や役場職員を対象に依頼に応じて、研修を開催します。 | 保健福祉課 |
| | 教職員向け研修の開催の検討 | |
| | 教育委員会との連携を強化し、児童・生徒の心身の健康課題について理解を深め適切に対応するため、各学校の依頼に応じて、自殺対策の取組の研修を実施します。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| アルの作成 対応マニュアル | 窓口対応マニュアルの説明 | |
| | また庁内における窓口対応や相談の際に早期発見や支援のつながりができるよう、窓口での対応について説明も行います。 | 保健福祉課 |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|---------------------------|-------------|---------------|
| 町民向け研修の実施 | なし | 5年間で1回以上実施する。 |
| 研修アンケートで「理解が深まった」と回答する割合 | なし | 70%以上 |
| 関係団体・役場職員向けゲートキーパー向け研修の実施 | なし | 5年間で1回以上実施する。 |

(3)基本施策3 町民への啓発と周知

さまざまな問題を抱えて悩んでいる人が適切な支援につながるためには、地域のネットワークを強化して相談体制を整えることにあわせて、町民が相談機関や相談窓口の存在を知っていることが必要です。

行政として町民とのさまざまな接点を活かした相談機関等に関する情報の提供や、地域での健康教育等で町民が自殺対策について理解を深めることができる機会を増やします。また、広報つきがたのすこやかメニューの記事掲載や図書館等施設と連携し、広く地域全体に向けた啓発や相談先の周知を図ります。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|------------------------|---|---------------------------|
| リーフレット等啓発グッズの作成と周知 | こころの健康に関する相談窓口一覧リーフレットの作成 | |
| | こころの健康に関する相談窓口を示したリーフレットを作成し、広報に折込み配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。 | 保健福祉課 |
| | 公共機関における普及啓発の推進 | |
| | 社会福祉協議会や教育委員会と連携し、交流センターや図書館、総合体育館など公共機関にリーフレットを置いてもらい、相談窓口の普及啓発を図ります。 | 保健福祉課 社会福祉協議会 教育委員会 |
| | 成人式でのパンフレット、リーフレット配布による普及啓発 | |
| | 成人式において相談窓口や自殺予防に関するリーフレット、パンフレットを配布し、相談窓口の普及や自殺予防の啓発を行います。 | 教育委員会 |
| 町民向けの啓発事業の実施 | 地域住民への自殺予防に関する正しい理解の推進 | |
| | 地域の婦人会や老人クラブでの健康教育において、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口の周知を行います。 | 保健福祉課 |
| | こころの健康に関する講演会の実施 | |
| | こころの健康に関する講演会を実施し、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口の周知を行います。 | 保健福祉課 |
| | 図書館でのこころの健康図書コーナーの開設 | |
| | 図書館で、北海道自殺対策強化月間にあわせてこころの健康に関する専用ブースを設けて、こころの健康に関する図書の紹介や啓発資料の提示を行います。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| た周知 アを利用し 各種メディア | 広報花の里つきがた(すこやかメニュー)に自殺予防に関する記事掲載 | |
| | 広報花の里つきがたに北海道の自殺対策推進月間にあわせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、町民の施策の周知と理解の促進を図ります。 | 保健福祉課 |
| 携した啓発活動 地域や学校と連 | 町内の各種団体や学校における啓発活動や学習機会の提供 | |
| | 地域全体で子どもから高齢者まできめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるよう、社会福祉協議会や町内の各種団体、教育委員会などと連携した啓発活動やこころの健康についての学習機会の提供ができるよう、団体に向け年1回チラシ配布を行います。 | 保健福祉課 教育委員会 社会福祉協議会 |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|--------------------------------|-------------|--------------|
| 広報花の里つきがたに自殺予防に関する記事掲載 | なし(不定期に1回) | 年1回以上 |
| 図書館でのこころの健康図書コーナーの開設 | なし | 年1回 |
| こころの健康に関する講演会の実施 | なし | 5年間に1回以上 |
| 成人式でのリーフレット配布 | なし | 年1回 |
| 各種団体にチラシ配布し、学習機会の提供できることを呼びかける | なし | 年1回 |

(4)基本施策4 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

こうした点を踏まえて月形町では、自殺対策と深い関連のさまざまな分野における取組を幅広く推進していきます。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|---|---|----------------|
| 生きることへの促進要因への支援 | 生活における困り事相談の充実 | |
| | 自殺のリスクを抱えている方は、問題を併せ持っていることが多いため、心身の健康・経済に関する様々な困り事(健康、介護、生活困窮)の相談が一体的に受けられるように保健センターの保健師、生活保護担当者が随時相談支援を行います。 また、住まい等困りごとの内容に応じて各課担当者と緊密な連携を図り、相談対応と問題解決にあたります。 | 保健福祉課 役場全部署 |
| | 子育て世代への個別支援の充実 | |
| | さまざまな課題のある妊産婦、乳幼児や子育てをしている家族に対し、家庭訪問や来所相談、子育てサロンなどの母子保健事業を通しての支援や関係機関と連携し、情報共有を図りながら支援を行います。 | 保健福祉課 |
| | 児童生徒や保護者への支援の充実 | |
| | 悩みや生活上の諸問題のある児童生徒とその保護者に対し、教育委員会や関係機関と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供など悩みや生活上の諸問題解決に向けた支援を行います。 | 教育委員会 保健福祉課 |
| 月形高校との連携 | | |
| 月形高校に通学する支援が必要な町内に在住する生徒や保護者に対し、学校と連携し、必要な支援を検討します。 | 保健福祉課 月形高校 | |

【主な取組と担当部署】～前ページからの続き～

| | | |
|---|---|---------------------|
| 生きることへの促進要因への支援 | 児童虐待の発生予防の取組の充実 | |
| | 児童虐待通告への早期対応へ努めるとともに要保護児童対策連絡協議会を活用しての関係機関との情報共有、児童委員と連携した継続的な見守り活動を通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。 | 保健福祉課 児童委員 |
| | 精神障害者とその家族への支援の充実 | |
| | 障がい者への相談は保健センターや相談支援事業所において受け、関係機関で情報共有を図りながら、連携して支援を行います。 | 保健福祉課 相談支援事業所 |
| | 高齢者に対する適切な介護サービス等の支援と居場所づくり支援 | |
| 高齢者への相談や介護に関する相談は、地域包括支援センターや保健師で受け、関係機関で情報共有を図りながら、連携して高齢者や高齢者を支える家族の支援を行います。 にこにこ運動クラブなどの町民の自主組織を引き続き支援するとともに介護予防事業を推進することで高齢者の居場所づくりを推進します。 | 保健福祉課 | |
| 遺された人への支援 | 身近な人を亡くした人への支援 | |
| | 自死遺族に関わらず、家族を失うことは精神的に大きく影響を受け、うつなどの要因にもなり得るため、チラシを配布し、相談機関の周知や必要時家庭訪問等を行い状況確認をします。 | 保健福祉課 地域包括支援センター |
| 支援を行う人への支援 | 支援を行う人への支援 | |
| | 介護者、家族への支援者からの相談機会の提供を通じて支援強化を図ります。 | 保健福祉課 |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|----------------------------|-------------|--------------|
| 高齢者の居場所づくり(介護予防事業なごみ会)の実施 | 年12回(月1回) | 年12回を維持 |
| 月形高校との情報共有の機会を設ける | 0回 | 年1回 |
| 子育て事業(子育てサロン、プレママクラブなど)の実施 | 年11回 | 年11～15回 |

(5)児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童、生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

このため月形町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方教育)を行うことにより、

直面する問題に対処する力やライフスキルを身につけることができるよう取り組みます。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|---------------|---|----------------|
| 命や性に関する事業 | 道徳や各事業、学級活動を利用した指導 | |
| | 道徳、理科、保健体育、学級活動等の事業を利用し、命の不思議や尊さを伝え、自分の命を大切にしたい気持ちを育てます。(高校:ライフスキル教室) | 町内各学校 |
| | いのちの標語の掲示 | |
| | 職員室や教室にいのちの関わる標語を掲示し、命の大切さやいじめ防止について意識づけます。 | 月形中学校 |
| いじめ対策 | 仲間作り会議への参画 | |
| | 各学校から代表者がいじめについて話し合い、その結果をポスター掲示することで、いじめ防止策を児童、生徒間に周知し、こころの健康につなげます。 | 町内各学校 教育委員会 |
| | 生徒会いじめゼロ宣言 | |
| | 生徒会が主体となり、いじめアンケートの実施やいじめゼロのための話し合いを行い、学級目標を立てるなど自殺予防に関連した活動を行います。 | 月形中学校 |
| | 道徳や各活動を利用した指導 | |
| | 道徳の事業や生徒指導講話などの機会を利用し、いじめに対する正しい態度や考え方を身につけることでいじめによる自殺を予防する。SNSによる等による影響等、正しいケータイ、スマホの使用法について考えます。 | 町内各学校 |
| SOSを出しやすくする教育 | スクールカウンセラー活用による個別相談の充実 | |
| | スクールカウンセラーを活用し、相談しやすい環境づくりをします。(月1~2回) | 町内各学校 |
| | 教育相談の場の設定 | |
| | 子どもや保護者からの相談の場を設定し、相談しやすい環境づくりをします。(月1回) | 月形小学校 |
| 不登校児童の支援 | パンフレット、リーフレットの配布 | |
| | 相談機関や相談できる内容を生徒に周知し、相談しやすい環境づくりをします。 | 月形高校 |
| | スクールカウンセラーの活用 | |
| 学習サポート支援 | スクールカウンセラーを活用し、相談しやすい環境づくりをします。 | 町内各学校 |
| | 個別対応の充実 | |
| | 不登校生徒への教員の訪問や生徒、保護者への相談支援を行い、個別支援の充実を図ります。 | 月形高校 |
| 学習サポート支援 | 学習支援の充実 | |
| | 時間講師等活用し、チームティーチングによる学習到達別指導、放課後の学習機会の提供や家庭学習支援、個別支援計画に基づく指導など学力向上ややる気を引き出すことで自信を持たせ、自殺リスクを軽減します。 | 町内各学校 |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|----------------|-------------|--------------|
| SOSの出し方教育実施学校数 | 町内全学校 | 町内全学校を維持 |

2 重点施策

月形町の自殺者は、2001(平成13)年以降、2014(平成26)年を除くと毎年1名以上出ており、2012(平成25)年から2017(平成29)年までの5年間で4名の方が自殺で亡くなっています。男性では7割以上、女性はすべての自殺者が30歳代～50歳代の青壮年期層となっています。自殺に至るまでには複数の問題を抱えていることや年齢、性別等によって至る要因や要因の連鎖に特徴があることなどから、年齢、性別等で抱えやすい要因の特徴に合わせた支援が必要であり、さらに自殺予防のためには、悩みや問題を抱えたときの対処方法や、相談、支援先についての正確な情報等をあらかじめ知っておくことが大切です。

月形町では自殺のハイリスク層である「無職・生活困窮者」「勤務・自営業者」の2つを重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わるさまざまな施策を結集させて、全庁一体的な取り組みとして自殺対策を推進していきます。

(1)無職・生活困窮者

生活困窮者はその背景として労働等の問題の他に多重債務、介護問題、被災避難や知的障害、発達障害、精神疾患、依存症や虐待など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮に加え、社会的に孤立しやすい傾向があります。生活困窮にある方や失業等で生活困窮に陥る可能性がある方が自殺に至らないように、自立支援の対策と連動させた支援が必要です。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 相談支援とネットワーク構築 さまざまな分野機関の | 関係部署と連携した生活困窮者の把握と支援の実施 | |
| | 納税や介護相談等から把握した生活問題について、関係機関と連携し、相談窓口の周知や適切な支援を行います。 | 役場関係課・係 |
| | 社会福祉協議会やそらち生活サポートセンターと連携 | |
| | 社会福祉協議会や空知生活サポートセンターでの各種相談の際に相談窓口の紹介やリーフレットの配布などを行います。 | 社会福祉協議会 そらち生活サポートセンター |
| 個別支援 ハイリスク者の生活困窮を抱えた | 生活保護相談 | |
| | 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ支援先につなげます。 | 保健福祉課 |
| | 保健師による生活相談の実施 | |
| | 随時相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応をすすめます。 | 保健福祉課 |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|----------------------|-------------|--------------|
| 生活困窮者の情報共有をする機会を設定する | 0回 | 年1回 |

(2)勤務・自営者

月形町では自殺者全体の7割が男性で、かつ30歳代～50歳代の青壮年期層の自殺が課題となっています。特に働き盛りの男性は心理的、精神的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、健康、親の介護等によりこころの健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

【主な取組と担当部署】

| | | |
|--|--|-------|
| 農業者に対する支援の実施 | 農業者に対する相談窓口の周知 | |
| | 農協や各種農業団体に対する相談窓口の周知の他、農地や農業経営に関する相談を通して相談窓口の周知を行います。 | 産業課 |
| | 町内の農業団体に対する啓発活動や学習機会の提供 | |
| 働き盛り世代に対する支援の実施 | 依頼に応じて農協等と連携し、メンタルヘルスに関する健康教育や相談窓口の周知を行い、こころの健康リスクの早期発見を行います。 | 保健福祉課 |
| | 広報を利用した啓発活動の強化 | |
| | 広報記事(すこやかメニュー)を利用したうつや睡眠障害、飲酒などの啓発事業によりこころの健康リスクの早期発見の周知を行います。 | 保健福祉課 |
| 働き世代の家族の気づきの促進と普及啓発 | | 保健福祉課 |
| 悩んでいる人の心身の変調に家族等の身近な人が気づくことができ、支援者へつなぐことができるよう、うつや自殺の危険を示すサインについての気づき方の講演会や相談窓口の周知を行います。 | | |

【目標値(評価指標)】

| 項目 | 現状値(平成30年度) | 2023年度末まで目標値 |
|------------------------|-------------|--------------|
| 広報花の里つきがたに自殺予防に関する記事掲載 | なし(不定期に1回) | 年1回以上 |
| こころの健康に関する講演会の実施 | なし | 5年間に1回以上 |

3 生きる支援の関連施策

自殺対策を「生きることの包括的支援」と捉え、本町ですでに実施している事業を自殺対策に生かせるよう、庁内の関連部局との連携を図ってまいります。

なお、事業の一覧を参考資料に添付しています。

第5章 自殺対策の推進体制等

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携、協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため保健福祉課を中心とし、庁内の関連部局や社会福祉協議会など関係団体と一体となって自殺対策を推進していきます。

1 関係機関や団体等の役割

(1) 月形町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、個別支援の充実、自殺対策計画の策定、各事業の実施と検証などのPDCAサイクルの運営等、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2) 北海道の役割

地域自殺対策推進センターとして、専門職員向けの研修会の実施や町の自殺対策に関する助言などの支援を行います。

また保健所は町の施策と連携、協力しながら、岩見沢保健所管内の自殺対策の推進役を担います。

(3) 関係団体の役割

自殺対策にはその背景になる複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。

このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら連携した取り組みを進めます。

(4) 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育等により、子ども達の自殺予防の取り組みを進めます。

(5) 町民の役割

町民の一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解が深められ、身近な人が悩んでいるときに早めに気づき、「気になったら声をかける」「話を良く聴く」「必要な相談先につなぐ」ことが大切です。